

第11章

行政改革・政策評価等の推進

point

第11章のポイント

文部科学省では、行政改革について、所管独立行政法人の見直しを進めるとともに、所管公益法人に対しても平成20年12月に施行された新しい公益法人制度への円滑な移行に向けた指導、助言等を行っています。また、地方分権改革や規制改革、構造改革特区制度などの様々な取組を進めています。

さらに「行政機関が行う政策の評価に関する法律」などに基づき、所管する政策の評価を行うとともに、客観的かつ分かりやすい評価が行われるよう、毎年評価の実施方法を改善しています。「独立行政法人通則法」などに基づく独立行政法人の評価についても適正な評価を実施するため、様々な専門分野の外部有識者で構成する文部科学省独立行政法人評価委員会を設置し、厳正な評価を実施しています。

重要対象分野に関する評価書―「少子化社会対策に 関連する子育て支援サービス」及び「若年者雇用対策」―

1. 背景

文部科学省では、平成19年11月、経済財政諮問会議から提示された「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」（「子育て支援サービス」）及び「若年者雇用対策」の2つの政策評価の重要対象分野のうち、文部科学省関係部分について総合的な評価を実施し、20年9月に公表しました。

2. 評価の概要

(1) 子育て支援サービス

「子育て支援サービス」においては、認定こども園制度、幼稚園の子育て支援活動の推進事業、預かり保育推進事業、及び放課後子ども教室推進事業の4施策について、ロジック・モデル^{*1}を作成した上で、それぞれの施策の効果や問題点等を分析しました。本評価の結果、

- ① 認定こども園制度では、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価する一方、今後の改善課題として、省庁間・自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続の改善、普及啓発などを充実させる必要があること
- ② 幼稚園における子育て支援活動については、実施率が年々上昇しているとともに、保護者から「子どもの遊ぶ場所ができた」、「子育ての不安や悩みを相談できる友達が増えた」などの肯定的な評価を得ており、多様な効果が期待できること
- ③ 預かり保育については、実施率、預かり保育を受けている幼児数が増加しており、文部科学省が行っている事業の効果が一定程度現れているものと判断できること
- ④ 放課後子ども教室推進事業については、実施箇所数や年間平均開催日数、小学校での実施の増加等により徐々に地方へ定着し、安全で安心な場の確保が進んできているとともに、違う学年の児童や大人とのふれあいにより、子どもの社会性、規範意識、自主性、更には、大人の地域の子どもに対する関心の高まりが見られる一方、課題として、地方において予算や人材、実施場所の確保が困難であることなどが明らかになりました。

(2) 若年者雇用対策

「若年者雇用対策」においては、主に、中学校・高

等学校、専門高校、大学等、専修学校それぞれにおける関連施策について、ロジック・モデルを作成した上で、職業意識の醸成、学び直しといった効果に結びついているかや、施策の問題点等について分析しました。本評価の結果、

- ① 中学校・高等学校におけるキャリア教育については、公立中学校における職場体験の実施率の向上、実施期間の長期化が進んでおり、全国の公立中学校で5日間以上の職場体験を目指す事業の意図やその成果の普及が着実に図られてきている一方、課題として職場体験活動の事前事後指導の内容・方法を検討する必要があること
- ② 専門高校関連施策については、事業に取り組んだ学校の7割以上が、事業を通して生徒の実践力の向上や勤労観、職業観の醸成が図られたと回答していること等から、一定の成果が上がっていると判断できるが、今後に向けて、小中学校、大学、地域社会との連携強化や実施期間、受入企業側の負担の軽減などについて検討する必要があること
- ③ 大学等関連施策については、事業開始後間もないものが多い中、若年離職者・フリーター等に対する講座修了後就職へ結びつけている事例が出てきているなど、事業の成果が現れつつあること
- ④ 専修学校関連施策については、9割以上の受講者が肯定的な評価をしており、若年早期離職者、ニート等を対象とした講座では、参加者の8割以上が再就職していることから、事業開始初年度としては、一定の成果が現れていると考えられること

などが明らかになりました。

それぞれの評価結果の詳細は、以下のURLからご覧ください。なお、本評価書は、総務省において政府全体として取りまとめられた上、平成20年11月に経済財政諮問会議に報告されました。

・子育て支援サービス：

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100102.htm

・若年者雇用対策：

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100103.htm

^{*1} ロジック・モデル

施策の論理的な構造を明らかにし、ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものを。

1 独立行政法人の見直し

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として、より良い行政サービスの提供を目的として導入された制度であり、平成13年4月以降、各種の独立行政法人が設立されています。

この制度の趣旨は、研究所や博物館など、国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を付与し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することにあります。また、定期的に組織・業務の見直しを行う事を制度化し、3年から5年の期間として定められた中期目標期間終了時に、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織や業務の全般にわたる検討を行うこととされています。

平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画では、政府全体で101ある独立行政法人を廃止・民営化、統合により16減らして85とするほか、一般競争入札の原則化、官民競争入札等の導入などが定められました。同計画に基づき、文部科学省では「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出し、国会による修正を経て21年3月31日に可決・成立・公布されました。具体的には、①21年4月にメディア教育開発センターを廃止、②21年10月に国立高等専門学校機構が設置する高専のうち8校を4校に統合、③21年10月に国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管、を内容とするものです。これにより文部科学省所管の独立行政法人は23法人となります。

2 新しい公益法人制度への対応

公益法人制度をめぐっては、平成20年12月1日、「民による公益の増進」を目指し、従来の主務官庁の裁量による公益法人の設立許可制度が改められ、新たな制度が施行されました。

新制度では、要件を満たせば、登記のみで「一般社団・財団法人」を設立することが可能となり、一般社団・財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等の基準を満たしていると認められる法人は、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)による公益認定を受けて「公益社団・財団法人」となることができ、その後も行政庁による監督を受けることとなります。

また、従来の公益法人については、新制度施行後5年間の移行期間中は「特例民法法人」として存続することができ、その間は引き続き従来の主務官庁が所管し指導監督を行います。これらの「特例民法法人」は、この移行期間内に、合議制機関の意見に基づく行政庁の認可又は認定を受けることにより、「一般社団・財団法人」又は「公益社団・財団法人」に移行することができます。

文部科学省としては、所管特例民法法人が新しい公益法人制度に円滑に移行できるよう、適切に指導、助言を行っていきます。

文部科学省所管の公益法人数は、平成20年7月1日現在、1,942法人(財団法人1,330, 社団法人612)となっており、21年3月31日現在、このうち2法人が内閣総理大臣による認定を受けています。

なお、文部科学省所管の財団法人日本漢字能力検定協会においては、公益事業における多額の利益、法人理事が役員である企業との不明瞭な取引等、特例民法法人としての社会的な信頼を損なうような事態が判明しました。文部科学省としては、同法人に対して、役員体制の刷新や取引関係の抜本的な見直しを求めていくなど、厳正な指導監督を行うとともに、他の所管特例民法法人に対して、同様の問題が生じないよう指導監督を充実していきます。

3 地方分権改革

平成 18 年 12 月に成立した「地方分権改革推進法」に基づき、現在、内閣府において「地方分権改革推進委員会」が開催され、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議が行われています。

同委員会においては、平成 20 年 5 月に「第 1 次勧告」を行い、これを受けた政府の対応方針として「地方分権改革推進要綱(第 1 次)」を地方分権改革推進本部(本部長：内閣総理大臣、本部長：全閣僚)において決定しました。本要綱には、文部科学省関係では、①認定こども園制度の一本化に向けた制度改革、②県費負担教職員の人事権の中核市への移譲等の検討、③市町村立幼稚園の設置・廃止等に関する認可の届出化、④放課後児童対策事業の改善が盛り込まれており、文部科学省としてもこれらの内容に沿って具体的な検討を進めているところです。

また同委員会においては、平成 20 年 12 月に国の地方支分部局や国から地方への法令による義務付け・枠付けの見直しについての「第 2 次勧告」を行い、今後、税財政の見直しなどに関する「第 3 次勧告」が取りまとめられます。政府としてはこれらの勧告の内容を考慮した上で「地方分権改革推進計画」を策定し、最終的には 21 年度中に「新地方分権一括法案」を提出する予定です。

4 規制改革

内閣府に設置されている「規制改革会議」においては、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方に関する基本的事項について調査審議が行われています。政府においては、平成 20 年 3 月に同会議の議論の内容を尊重した「規制改革推進のための 3 か年計画(改定)」を閣議決定し、文部科学省においても同計画(改定)に基づく取組を進めています。20 年度には、例えば、高等学校における生徒への懲戒処分の不適切な運用の是正や、教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直しなどについて、実現を図ったところです。

平成 21 年 3 月には、21 年度以降に措置すべき事項などが盛り込まれた「規制改革推進のための 3 か年計画(再改定)」が閣議決定されました。文部科学省においては、同計画(再改定)に基づき、引き続き、各種制度や基準などについて見直しや弾力化を図るなどの規制改革に取り組んでいきます。

5 構造改革特区

構造改革特区とは、各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定し、様々な分野における構造改革を推進することにより、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とした制度です。

特区制度においては、民間企業や地方公共団体などからの特区提案に基づいて特例措置が整備されています。文部科学省関係の特例措置を利用した構造改革特区計画は平成 21 年 3 月現在、46 件が認定されており、地域の特性を活かした様々な取組が行われています。

○特区における特例措置の主な例

- ・ 株式会社による学校設置(15 年 10 月施行)
- ・ 大学設置基準の緩和(校地面積、運動場施設、空地確保の弾力化)(16 年 4 月施行、校地面積については 15 年 4 月施行)
- ・ 市町村教育委員会による特別免許状授与事業(16 年 10 月施行)

また、認められた特例措置について特段の弊害はないと判断された場合には当該措置を全国展開しています。文部科学省関係の特例措置では、平成 21 年 3 月現在、20 件が全国展開されています。

○全国展開された特例措置の主な例

- ・市町村採用教員に関する特別免許状授与手続の迅速化・簡素化(18年4月全国展開)
- ・学校設置における校地・校舎の自己所有要件の緩和(19年4月全国展開)
- ・教育課程の基準によらない教育課程の編制・実施(20年4月全国展開)

第2節 政策評価の実施

平成13年1月の中央省庁等改革に伴い、政策評価制度が全府省に導入されました。14年4月からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」という。)が施行され、各府省において、政策評価の適切な実施に取り組んでいます。

文部科学省では、政策評価の実施に当たって、事務次官を議長とする「政策評価会議」において、政策評価に関する決定を行っています。また、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、評価手法・実施方法などの改善、個別の評価書などの内容について、平成21年1月から新体制のもと助言を得ています。

1 政策評価の適切な実施

当省における政策評価は、「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月文部科学大臣決定)に沿って進められており、現在はその第3期目(平成20～24年度)にあたります。また、年度ごとの実施方針となる「平成21年度文部科学省政策評価実施計画」(21年3月文部科学大臣決定)を策定しました。今回決定された実施計画においては、20年12月に政府で取りまとめた行政支出総点検会議の指摘事項を踏まえ、無駄の削減により一層資するよう取り組むことにしています。その他、これまでの評価をふまえてさらに効率的かつ合理的に評価を実施できるよう、1年かけて見直しを実施することになっています。

これらの計画などに基づき行われた個別の評価結果については、報道発表を通じて公表するとともに、文部科学省のホームページにおいて公表しています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/main_all.htm)。

(1) 実績評価の実施

平成20年度においては、19年度の施策の実績についての評価結果を「文部科学省実績評価書－平成19年度実績－」(20年8月)として公表しました。

実績評価の実施に当たっては、政策の体系を明らかにするため、「文部科学省の使命と政策目標」として13の政策目標と47の施策目標を設定し、施策目標に対して更に具体的な161の達成目標を設定しました(図表2-11-A)。さらに、目標ごとに平成19年度の達成度合いを測定するため、できる限り定量的データなどを用いて分析を行い、施策の効果について検証しました。20年度においては、評価指標・評価の判断基準をより政策のアウトカム(成果)に着目したものに改善しました(図表2-11-B)。評価の結果を記述するに当たっては、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合いを「S：想定した以上に達成」、「A：想定どおり達成」、「B：一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった」、「C：想定どおりには達成できなかった」の4段階の分類^{*2}で表しています。

^{*2}4段階の分類

施策の特性などから、年度ごとに達成度合いを記述することが困難な場合には、施策の進捗状況として「S：想定した以上に順調に進捗」、「A：おおむね順調に進捗」、「B：進捗にやや遅れが見られる」、「C：想定したとおりには進捗していない」の4分類により効果を記述。

図表 2-11-A 文部科学省の使命と政策目標（平成20年3月決定）

<p>文部科学省の使命</p> <p>教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p>	
<p>政策目標1 生涯学習社会の実現</p> <p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標1-3 地域の教育力の向上 施策目標1-4 家庭の教育力の向上 施策目標1-5 ITを活用した教育・学習の振興</p>	<p>政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保</p> <p>原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行うとともに、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保する。</p> <p>施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握</p>
<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <p>施策目標2-1 確かな学力の育成 施策目標2-2 豊かな心の育成 施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応 施策目標2-4 青少年の健全育成 施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進 施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保 施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり 施策目標2-10 幼児教育の振興 施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p>政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</p> <p>学術研究の振興や優れた研究成果の創出・活用の促進を図るとともに、科学技術振興のための基盤を強化する。</p> <p>施策目標9-1 学術研究の振興 施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化 施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化</p>
<p>政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</p> <p>全国すべての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p>政策目標10 科学技術の戦略的重点化</p> <p>国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性、機動性をもった対応を実現する。</p> <p>施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進 施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進 施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進 施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p>
<p>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</p> <p>「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負担に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> <p>施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p>政策目標11 スポーツの振興</p> <p>世界共通の人類の文化の一つである、スポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現する。</p> <p>施策目標11-1 子どもの体力の向上 施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現 施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上</p>
<p>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p> <p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p>政策目標12 文化による心豊かな社会の実現</p> <p>優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標12-1 芸術文化の振興 施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実 施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進 施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
<p>政策目標6 私学の振興</p> <p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p>政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</p> <p>入づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標13-1 国際交流の推進 施策目標13-2 国際協力の推進</p>
<p>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</p> <p>科学技術と社会との調和に配慮し、国民、地域、国際等の視点に立ち、科学技術・学術政策を総合的に推進する。</p> <p>施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成 施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進 施策目標7-3 地域における科学技術の振興 施策目標7-4 科学技術システム改革の先導 施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	

(2) 事業評価の実施

平成20年度においては、以下の三つの事業評価を実施し、その結果を「文部科学省事業評価書－平成21年度新規・拡充事業等－」（20年8月）として公表しました。

①新規・拡充事業評価(事前評価)

平成21年度概算要求において新規要求あるいは予算額の拡充を予定している事業のうち、社会

的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいものを対象に、事業の必要性・有効性・効率性、得ようとする効果などについて108事業の評価を実施

②達成年度到来・継続事業評価(事後評価)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」等における「成果重視事業」に登録されている1事業の評価を実施

③税制改正に関する評価(事前評価)

平成21年度に予定している税制改正のうち、社会的影響が大きいと想定されるものを対象に、税制改正の必要性・有効性・効率性、得ようとする効果などについて3件の事前評価を実施

新規・拡充事業の事前評価においては、可能な限り定量的なデータを用いながら、より具体的な達成効果と達成年度を設定するよう努めています。

(3) 総合評価の実施

総合評価とは、施策の実施から一定期間を経過した後等に、特定のテーマに係る政策・施策の発現状況等を様々な角度から掘り下げて分析し、総合的に評価するものです。平成20年度からは、経済財政諮問会議が提示した政策評価の重要対象分野に関する評価についても、文部科学省に係る分野が選定された場合には、本評価方式で評価を実施しており、文部科学省では、20年9月に『重要対象分野に関する評価書－「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」及び「若年者雇用対策」－』を公表しました(参照：本章 Topic)。

2 規制に関する事前評価の実施

規制に関する事前評価については、19年10月より、政策評価法の枠組みのもと、法律又は政令によって規制(国民の権利を制限し、又は義務を課する作用)を新設又は改廃する際の事前評価が義務付けられました。これを踏まえ、文部科学省では、規制制定過程における客観性や透明性を図る観点から、規制の新設又は改廃に当たっては、規制の必要性、規制によって得られる便益、規制がもたらす費用、代替手段の有無などについて事前に検証・分析を行いその結果を公表しています。20年度においては、3件の規制に関する事前評価を実施しました(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyokka/kekka/080715/001.htm)。

3 評価結果の政策への反映

政策評価の評価結果は、予算要求、法令などによる制度の新設・改廃などの政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されることが必要です。文部科学省では、政策評価担当組織である大臣官房政策課評価室が中心となって、予算担当部局などと緊密な連携を図りながら、評価結果の政策への反映の促進に努めています。

第3節

独立行政法人の評価

1 独立行政法人の評価制度

文部科学省所管の独立行政法人は、教育、科学技術・学術、文化、スポーツといった幅広い分野において大きな役割を果たしており、文部科学省の政策目標を達成する上で極めて重要な役割を担っています。

独立行政法人制度では、主務大臣が独立行政法人に対して指示する中期目標に基づく中期的な目標管理と第三者による事後評価の仕組みを前提としており、第三者評価機関として独立行政法人評価委員会が各府省に設けられています。

独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法(平成13年1月施行)などに基づき、各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価を実施するとともに、その結果、必要があると認める場合は、当該独立行政法人に対する業務運営の改善その他の勧告を行うこととしています。

また、主務大臣による中期目標の設定、中期計画の認可、中期目標の期間の終了時における独立行政法人の業務を継続させる必要性や、組織の在り方その他その組織・業務全般にわたる検討を行う場合などにおいては、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととしており、平成21年2月からは新体制で独法評価を実施しています。

2 平成20年度に実施した文部科学省所管の独立行政法人等の評価

文部科学省独立行政法人評価委員会では、平成20年8月に、19年度の独立行政法人等の業務の実績に関する評価(対象法人27法人)及び中期目標に関する業務の実績に関する評価(対象法人6法人)を法人ごとに実施しました(図表2-11-B)。評価の実施に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」(19年12月閣議決定)に基づき、20年度より新たに電子政府の総合窓口(参照：<http://www.e-gov.go.jp/>)において、法人の業務・マネジメントに関するパブリックコメントを実施し、寄せられた国民からの意見を評価結果に反映させました。また、20年10月に、平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価(対象法人26法人)を実施しました。

これらの評価結果の詳細については、文部科学省のホームページで公表しています(参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/index.htm (※独立行政法人の評価結果についてヘリンク))。

図表 2-11-B 平成20年度に実施した文部科学省所管独立行政法人の評価結果の概要

1. 平成19年度に係る業務の実績に関する評価の概要

- 文部科学省が所管している27法人のうち24法人において、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」及び「財務内容の改善」に係る目標の達成に向けて、中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げた。
- 放射線医学総合研究所は「業務の質の向上」に係る目標について、特に優れた実績を上げているとされたものの、研究費等の不適切な使用等の諸問題について徹底的な原因究明と抜本的な再発防止対策を行うべきとの評価が示された。
- 海洋研究開発機構は「業務運営の効率化」に係る目標について、中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成しうるとされた。

2. 中期目標に係る業務の実績に関する評価の概要

- 対象となった6法人(日本私立学校振興・共済事業団、日本スポーツ振興センター、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本学術振興会及び日本芸術文化振興会)とともに、大項目の「業務運営の効率化」、「業務の質の向上」及び「財務内容の改善」に係る目標の達成に向けて中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げた。